

西京桂坂地区計画

(桂坂にれのき北地区)

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○地区計画の目標

西京桂坂は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められています。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図ることを本地区の地区計画の目標とします。

○土地利用の方針

低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、環境の魅力を高める公共公益施設等を配置します。

○地区施設の整備方針

地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図ります。

○建築物等の整備方針

1 住宅地区

低層住宅地として良好な居住環境を形成・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図ります。

2 コミュニティ道路地区

コミュニティ道路の整備を踏まえ、住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、生活利便施設の誘導を図ります。

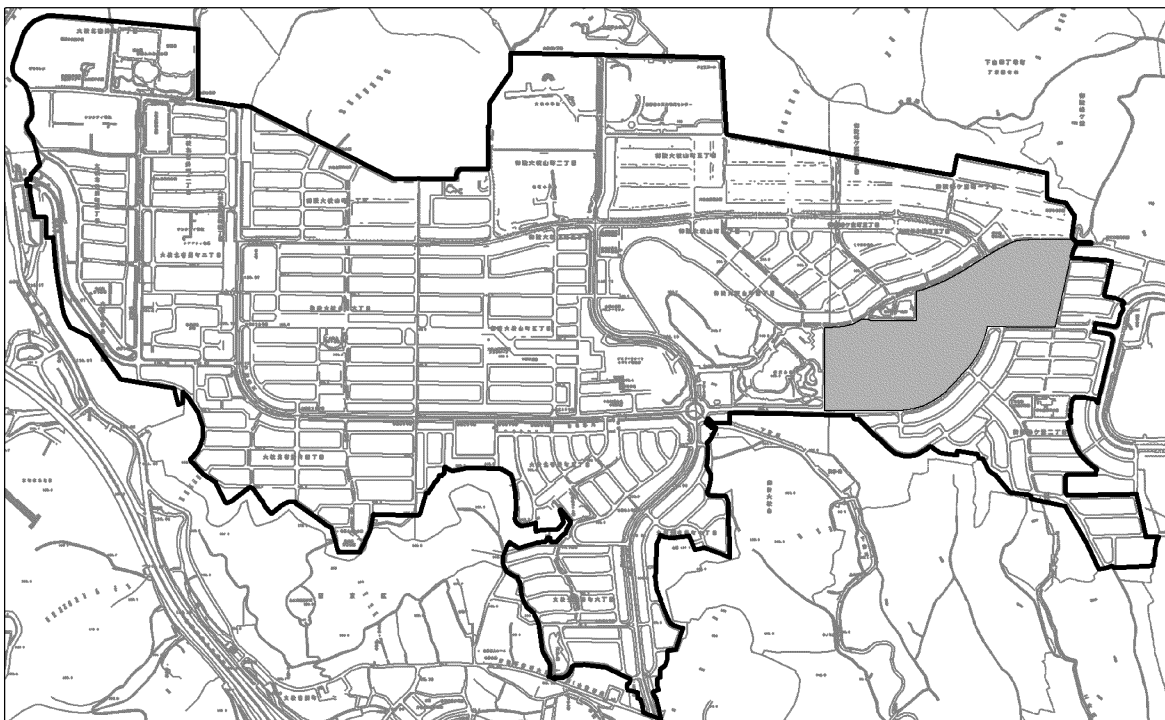
3 センター地区

住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、憩いと潤いの場を備えた商業・業務等の施設により魅力ある街区の形成を誘導します。

4 学術研究地区

住宅地区と調和し、環境魅力を高める学術・研究施設の整備を図ります。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】桂坂にれのき北地区



建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建専用住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）
- 2 診療所（住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）を兼ねるものを含む。）
- 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 4 集会所
- 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）

建築物の敷地面積の最低限度 160㎡

お問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

TEL (075) 222-3505